



平成 28 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社エフティグループ  
代 表 者 名 代表取締役社長 石田 誠  
(JASDAQ・コード番号: 2763)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 山本 博之  
電 話 03 (5847) 2777 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 31 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第 28 条及び第 36 条の一部をそれぞれ変更するものです。なお、本議案のうち当社現行定款第 28 条の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

平成28年 6 月 29 日（予定）	第31回定時株主総会開催
同日	定款変更の効力発生

以 上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(2) (条文省略) (3) LED照明・太陽光発電システム等環境関連商品並びにその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸</p> <p>(新 設)</p> <p>(4)～(26) (条文省略)</p> <p>第3条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第35条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり) (3) LED照明、太陽光発電システム、節水装置等環境・省エネルギー関連設備一般に関するコンサルティング並びに環境・省エネルギー関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸 (4) <u>電力の販売、発電、電力の供給等に関する管理及び運営並びにこれらに関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守及び賃貸に関する業務</u></p> <p>(5)～(27) (現行どおり)</p> <p>第3条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第43条 (現行どおり)</p>

以 上